具体的要請

1. 生活関連公共設備の保全・管理に対する緊急措置と長期計画の策定の義務付けと安定実施

橋梁や上下水管路等において耐用年数を超えて使用されているものがでてきている。また、 今後こうした老朽設備は、確実に増加していくこととなる。しかし、国や地方自治体で今後 の保全や更新計画を策定しているところは、国の調査によると国の管理する橋梁で 11%にと どまっている。地方自治体管理では、1%程度でほとんど手付かずの状態にある。

生活関連公共設備である橋梁、上下水管路、取水設備等の保全や更新による災害に対する 高度化等の計画を早期に策定する。

- ① 石綿や鉛を使用した上下水路管および耐用年数を大幅に超えている橋梁等については、今年、緊急に全国で保守・交換を実施すること。
- ② 安定した長期予算計画を立てて通年で確実に実施すること。

2. 公共関連施設の耐震化の実施と住宅建設の促進

学校や病院は、平時多数の人が建物内にいる。また、災害時の非難場所としての機能や負傷者の救護といった重要な役割がある。したがって、災害に備え確実に耐震化に取り組む必要がある。

雇用創出や需要を刺激するには、住宅建設による経済効果は大きい。住宅の取得に関係する 支援を行い、住宅の着工数を大幅に増やすための対策を行う。

- ① 既存の学校や病院では、災害発生時の重大な被害防止の為、耐震化工事を即時実施すること。
- ② 住宅の取得に当たって、大幅な減税を行うとともに、省エネ化等住宅機能の高度化を進める助成の大幅な拡充を実施すること。

3. 環境技術を活かしたシステム作りを急ぎ、新たな雇用の創出と、環境立国と技術立国の両立を実現

環境技術は、現在日本が最も進んでいるといわれているが、民間主導で進んでおり、国としての取り組みが必ずしも充実しているわけではない。再生可能エネルギー等の分野は、今後、新規需要と雇用創出の期待が持たれる。

したがって、クリーンエネルギーの積極的な導入をさらに進めて、エネルギーの再生産サイクルを確立し、大都市圏を中心とした、交通システムの電化等を進める。

- ① 太陽光、風力発電等のクリーン発電設備の設置をするための助成を行い、公共施設、工場、 事業所や民間住宅への普及を進める。
- ② 大都市圏のバスやタクシー、宅配便などへの電気自動車システムの導入(運行・充電管理等) を促進し、車両の導入割り当てを義務化すること。
- ③ 省エネ高効率給湯器等の導入促進をさらに進めるために、大胆な助成を行うこと。

4. 新車への買い替え促進

産業の裾野がきわめて広く、経済波及効果や雇用への影響が強い自動車の新車への買い替え を促進して内需の喚起を行う。

- ① 登録後 9 年以上経過した車両から新車に買い替えるときに、当分の間、自動車取得税・重量税を免除すること。さらに、登録時から3年間自動車税を免除すること。
- ② 地方公共団体が独自に実施している買い替え促進措置が効果的に展開できるよう必要な支援を行うこと。
- ③ 政府・地方公共団体所有の公用車については、率先して新車への買い替えを行うこと。

以上

補足説明

1. 生活関連公共設備の保全・管理に対する緊急措置と長期計画の策定の義務付けと安定実施

- ① 石綿管及び鉛管は、現在までも相当数が使用されている。しかし、その実態は地方自治体の管轄であり、正確な実数については、確認されていない(石綿管は、全体の約20%といわれている)。また、水道管(鉛管)においては、行政管轄と需要家分とがメーターを挟んで並存していることもある。需要家側の水路管においても、交換義務の対象として早期の交換を促し、一定の助成金の支給または、行政管轄側と同時に無償交換を実施すること。
- ② 法定耐用年数は、橋梁 60 年、水管路 40 年、水門 25 年となっている。バルブなどについては、使用条件により寿命が特定できないため法定耐用年数が設定されていない。法定耐用年数を過ぎている設備においては、緊急点検を実施するとともに、診断後の状態に応じて遅滞無く補修・交換を実施すること。(例:現在、札幌市だけで橋梁全体の約2%21 橋が架設後 50 年以上を経過している。30 年後は、半数にまで増加する。)
- ③ 生活関連公共設備は、国、県、市町村と管理主体が異なるものが多い。それぞれの管理 義務者が責任を持って状態を把握し、適切な措置を実施すること。そのために、国は、 その全貌を国民に周知すること。

2. 公共関連施設の耐震化の実施と住宅建設の促進

- ① 全ての公立学校、病院に対して、耐震性の評価を実施すること。
- ② 避難場所としての適性についても、一時的な生活が可能か、地震、水害等に対して問題が無いか、避難経路とともに災害マップの作成と合わせて地域住民に周知すること。

3. 環境技術を活かしたシステム作りを急ぎ、新たな雇用の創出と、環境立国と技術立国の両立を実現

- ① 新エネルギー関連については、特に、家庭用太陽光発電設備投資資金が標準条件で 10 年程度で回収できるようにすること (機器の寿命が 10~15 年であるため)。導入時の設備費用に対する補助金の増額や所得税減税 (減価償却相当分)を行うとともに、運転開始後の電力等の買い取り価格を保証すること。
- ② 環境にやさしい電気自動車システムのインフラ整備に当たっては、国と地方自治体が責任を持って行うこと。また、車両導入に当たっては、事業に使用している車両数に対して、例えば、1割以上とするなど一定割合の義務付を検討すること。さらに、自動車メーカーに対する販売割当の義務付けも含めた検討を行うこと。さらに、電気自動車の普

- 及に向けた助成策として、車両導入時から重量税や取得税、自動車税等の減免または、免除を実施すること。
- ③ 走行同時充電や運行課金管理等の高度なシステム化と目標コストを達成するために自動車メーカー等と行う、実証試験研究費用に対し大幅な助成措置を講じること。
- ④ 電気、ガス、などの利用効率の改善による CO2 の削減を促すため、省エネ高効率給湯器等(家庭用燃料電池、エコキュート、潜熱回収型ガス給湯器等)の普及促進を行うこと。 従来一般品との価格差を縮めるための積極的な助成を行い、量産による生産段階におけるコスト目標を早期に達成させること。
- ⑤ 現在自動車の平均使用年数は、11.67年と過去最も長くなっている。環境への配慮から 登録後9年以上経過した車両を下取り交換とした場合に優遇すること。また、年式が古 く排ガス規制や燃費基準で劣る車両については、廃車を促進すること。
- ⑥ 自動車の保有にかかる経費負担を軽減すること。特に、自動車諸税に対しては、根本的 に見直しを行い簡素化すること。暫定税率を上乗せしているものについては、即時暫定 部分を廃止すること。